

兵庫県公報

令和6年6月25日 火曜日 第526号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び休止の届出（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）…………… 5
- 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）…………… 5
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）…………… 5
- 同 上（同）…………… 5
- 同 上（同）…………… 6
- 同 上（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 9
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）…………… 10
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…………… 12
- 道路の位置指定（但馬県民局）…………… 12

公 告

- 寄附者の顕彰（儀典室）…………… 12
- 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）…………… 13
- 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）…………… 13
- 同 上（同）…………… 14
- 同 上（同）…………… 15
- 同 上（同）…………… 16
- 同 上（同）…………… 17
- 広域土地利用プログラム見直し業務委託企画提案競技（公募型プロポーザル方式）の実施（同）…………… 18

選挙管理委員会告示

- 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正…………… 19
- 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 20
- 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数…………… 20

正 誤

- 令和6年3月29日付け兵庫県公報第27号外中…………… 21
- 令和6年3月29日付け兵庫県公報第38号外中…………… 22

告 示

兵庫県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医

療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------------------|--------------------------------------|----------|
| はぎレディースクリニック | 洲本市塩屋1-2-15 | 令和6年5月1日 |
| 鎌田医院 | 同 市由良3-1-12 | 同 年4月1日 |
| あしやプラスクリニック | 芦屋市高浜町7-2-105 芦屋浜医療センター2F | 同 |
| 芦屋美容クリニック | 同 市東芦屋町1-20セラヴィ芦屋101号 | 同 年5月1日 |
| 合田矯正歯科クリニック | 同 市呉川町4-24-1 | 同 |
| 桜台わいわい整形外科 | 伊丹市中野北4-5-25 | 同 |
| サンドラッグ伊丹中野北調剤薬局 | 同 上 | 同 |
| ばら公園薬局 | 同 市荒牧6-28-9 | 同 年4月1日 |
| 公立豊岡病院組合立豊岡病院日高クリニック | 豊岡市日高町岩中81 | 同 |
| 加古川うおずみクリニック | 加古川市加古川町本町310 | 同 年5月1日 |
| ゆあさ乳腺クリニック | 同 市加古川町寺家町303ニッケパークタウン クリニックモール加古川2階 | 同 年4月1日 |
| 平成泌尿器科クリニック | 同 市平岡町新在家2-266-15 | 同 |
| はくほう会加古川病院 | 同 市神野町西条1545-1 | 同 |
| 訪問看護ステーション聴き上手 | 同 市平岡町一色60-6 2F | 同 |
| 医療法人白鳳会 はくほう会加古川訪問看護ステーション | 同 市神野町西条1545-1 | 同 |
| はまおか皮膚科 | 西脇市野村町茜が丘1-4 | 同 年5月1日 |
| 水谷内科クリニック | 宝塚市栄町2-11-24 タツミ宝塚駅前ビル2階 | 同 |
| こもれびの森診療所 | 同 市平井5-1-43-2 1階 | 同 |
| 坂歯科医院 | 同 市仁川台1 | 同 |
| 宝塚ライム薬局 | 同 市栄町2-241-1 宝塚駅前ビル1階 | 同 |
| 完誠堂薬局 川面店 | 同 市川面4-1-56 | 同 年4月1日 |
| 訪問看護ステーションぐりーん宝塚 | 同 市中野町8-8リリーフ宝塚101 | 同 年3月13日 |
| おかもと訪問看護ステーション宝塚 | 同 市野上3-1-9 | 同 年4月1日 |
| 宝塚第一病院訪問看護センター | 同 市向月町19-5 | 同 |
| みき在宅支援薬局 | 三木市末広2-12-20 | 同 年5月1日 |
| 三木すみれ訪問看護ステーション | 同 市志染町吉田字一本松谷1241-53 | 同 年4月1日 |
| 訪問看護ステーションひとやすみ | 同 市自由が丘本町2-123-1 | 同 |
| 禪訪問看護ステーション | 高砂市伊保東1-5-20 メゾンアメニティ204 | 同 |

| | | |
|------------------------------|------------------|---------|
| 横山駅前ハート内科クリニック | 三田市南が丘2-6-3 | 同 |
| 池田歯科医院 (IKEDA DENTAL CLINIC) | 丹波市氷上町市辺98-2 | 同 年5月1日 |
| はりま天神歯科医院 | 加東市天神251-4 | 同 |
| さしの内科医院 | たつの市揖保川町金剛山550-1 | 同 年4月1日 |
| たんばぼ調剤薬局多可町店 | 多可郡多可町中区安坂39 | 同 |
| おひさまこどものクリニック | 加古郡播磨町野添1655-3 | 同 |
| 新温泉町訪問看護ステーション | 美方郡新温泉町二日市184-1 | 同 |



兵庫県告示第584号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び休止の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|-----------------------|--|
| 鎌田医院 | 洲本市由良3-1-12 |
| 上條医院 | 芦屋市高浜町7-2-105 |
| はばらクリニック | 伊丹市池尻4-9-14 リバーサイド池尻1F |
| 医療法人夢生会さくやクリニック | 同 市西台1-1 伊丹リータ503号 |
| ばら公園薬局 | 同 市荒牧6-28-9 |
| うちやま歯科 | 豊岡市竹野町竹野1569-1 |
| あいりす薬局江原店 | 同 市日高町日置81-10 |
| 公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター | 同 市日高町岩中81 |
| 公益財団法人甲南会甲南加古川病院 | 加古川市神野町西条1545-1 |
| 平成泌尿器科クリニック | 同 市平岡町新在家2-266-13 |
| ゆあさ乳腺クリニック | 同 市加古川町寺家町303 ニッケパークタウンクリニックモジュール加古川2F |
| 平安薬局 | 同 市加古川町美乃利331-1 |
| 完誠堂薬局 川面店 | 宝塚市川面4-1-56 |
| 川上神経内科 | 高砂市高砂町栄町373-1 |
| 訪問看護ステーション憩~川西~ | 川西市花屋敷1-1-22-202 リバーウエスト花屋敷202 |
| 高橋神経内科・内科クリニック | 三田市駅前町7-32 |
| 医療法人社団諒和会サンヒルズクリニック | 同 市横山町17-13 |
| たなか歯科クリニック | 丹波篠山市味間南1009-1 |

| | |
|---------------|------------------|
| 長澤医院 | 丹波市氷上町石生839-1 |
| 丹波アレルギークリニック | 同 市春日町朝日993 |
| きしの内科医院 | たつの市揖保川町金剛山550-1 |
| おひさまこどものクリニック | 加古郡播磨町野添1655-3 |
| ライフ薬局 中町店 | 多可郡多可町中区安坂39 |

2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 変更内容 |
|---------------------|----------------------|-------|
| 医療法人せいふう会 伊丹せいふう病院 | 伊丹市鋳物師5-79 | 名称 |
| 訪問看護リハビリステーションシェアりは | 同 市昆陽池1-37-10 | 所在地 |
| みんなの加古川クリニック | 加古川市野口町良野1504アベニュー2階 | 開設者名称 |
| 有限会社めぐみ訪問看護ステーション | 西脇市西脇338-35 | 同上 |
| たかや整形外科 | 三木市志染町吉田1058-1 | 名称 |

3 休止の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|-------------------|--------------|
| K・デンタルクリニック アステ川西 | 川西市栄町25-1 3階 |



兵庫県告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|--------------|-----------------------|
| ウイメンズクリニック布谷 | 芦屋市船戸町1-29 モンテメール西館5階 |
| ひろスポーツクリニック | 三田市南が丘2-13-80 |



兵庫県告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------|-----------|-----------------------|----------|
| 各務 祐貴 | かがみ鍼灸院 芦屋 | 芦屋市業平町2-14-202 | 令和5年6月1日 |
| 西峰 佑織 | 訪問鍼灸 Sun. | 伊丹市緑ヶ丘5-112-22 | 同 年4月26日 |
| 森岡 優 | ハピネス治療院 | 神戸市垂水区西舞子2-1-49日成ビル3F | 同 月15日 |



兵庫県告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 |
|--------|--------|--------------------|
| 各務 祐貴 | 鍼風堂 | 芦屋市茶屋之町3-19 CUR404 |



兵庫県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市東下土地改良区

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|------------------|
| 監事 | 中坂吉宏 | 神戸市北区日の峰3丁目1番地の7 |



兵庫県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市前開土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|-------------------|
| 理事 | 檜原利則 | 神戸市西区伊川谷町前開1820番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|-----|-------------------|
| 理事 | 山田巧 | 神戸市西区伊川谷町前開1810番地 |



兵庫県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市押部土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|--------------------|
| 理事 | 藤田 義文 | 神戸市西区押部谷町押部333番地の2 |
| 同 | 大中 益男 | 同 市同区押部谷町押部440番地 |
| 同 | 大面 末芳 | 同 市同区押部谷町押部430番地 |
| 同 | 小林 明宏 | 同 市同区押部谷町押部575番地 |
| 同 | 藤井 和幸 | 同 市同区押部谷町押部615番地 |
| 監事 | 藤田 一郎 | 同 市同区押部谷町押部402番地 |
| 同 | 大中 淳一 | 同 市同区押部谷町押部611番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|--------------------|
| 理事 | 大面 末芳 | 神戸市西区押部谷町押部430番地 |
| 同 | 藤井 和幸 | 同 市同区押部谷町押部615番地 |
| 同 | 藤田 一郎 | 同 市同区押部谷町押部402番地 |
| 同 | 藤井 賢司 | 同 市同区押部谷町押部352番地の1 |
| 同 | 藤田 真之 | 同 市同区押部谷町押部502番地の2 |
| 監事 | 藤田 義文 | 同 市同区押部谷町押部333番地の2 |
| 同 | 小林 昭範 | 同 市同区押部谷町押部557番地の1 |



兵庫県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退任及び就任の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県天満大池土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 理事 | 西澤 一弘 | 加古郡稲美町六分一377番地の2 |
| 同 | 大西 富美夫 | 同 郡同 町国安470番地 |
| 同 | 池田 耕三 | 同 郡同 町森安93番地の5 |
| 同 | 山崎 一史 | 同 郡同 町六分一612番地の6 |
| 同 | 大西 俊彰 | 同 郡同 町六分一381番地 |
| 同 | 高橋 秀一 | 同 郡同 町中村1398番地の16 |
| 同 | 三又一 史 | 同 郡同 町国安858番地の3 |
| 同 | 平田 計次 | 同 郡同 町中村1015番地 |
| 監事 | 大西 一史 | 同 郡同 町岡167番地 |
| 同 | 山本 真也 | 同 郡同 町六分一1012番地の3 |
| 同 | 小嶋 孝雄 | 加古川市米田町平津439番地の7 ファーミンスペリオ加古川1012 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|------------------|
| 理事 | 山崎 一史 | 加古郡稲美町六分一612番地の6 |
| 同 | 大西 俊彰 | 同 郡同 町六分一381番地 |
| 同 | 大西 公広 | 同 郡同 町六分一643番地の5 |
| 同 | 大橋 健二 | 同 郡同 町森安437番地 |
| 同 | 稲田 忠義 | 同 郡同 町中村103番地 |
| 同 | 杉本 正廣 | 同 郡同 町中村1403番地 |

| | | | |
|----|------|-----|------------|
| 同 | 大西一史 | 同郡同 | 町岡167番地 |
| 同 | 大西唯博 | 同郡同 | 町国安1029番地 |
| 同 | 井上登 | 同郡同 | 町中村933番地の1 |
| 同 | 平田計次 | 同郡同 | 町中村1015番地 |
| 監事 | 宮本孝好 | 同郡同 | 町国安469番地 |
| 同 | 大西秀人 | 同郡同 | 町六分一1042番地 |
| 同 | 石松秀一 | | 姫路市継217番地5 |



兵庫県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

須加院東土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|-----------------|
| 理事 | 大野幸秀 | 姫路市香寺町須加院59番地 |
| 監事 | 上月啓介 | 同 市香寺町須加院528番地1 |
| 同 | 大野弘子 | 同 市香寺町須加院81番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|---------------|
| 理事 | 大野善将 | 姫路市香寺町須加院73番地 |
| 監事 | 大野幸秀 | 同 市香寺町須加院59番地 |
| 同 | 大野博康 | 同 市香寺町須加院81番地 |



兵庫県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

太市西部土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|-------------|
| 理事 | 是川昌敏 | 姫路市西脇499番地3 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|------------|
| 理事 | 玉田博文 | 姫路市西脇745番地 |



兵庫県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

後川土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|-----------------|
| 理事 | 澤田靖夫 | 三田市狭間が丘2丁目29番地3 |
| 同 | 宮脇勇二 | 丹波篠山市後川中272番地 |

| | | | |
|-----|---------|---|-------------|
| 同 | 今 西 俊 之 | 同 | 市後川中291番地 |
| 同 | 石 田 工 | 同 | 市後川下264番地 |
| 同 | 石 田 肇 | 同 | 市後川下286番地 2 |
| 同 | 小 倉 元 一 | 同 | 市後川上989番地 |
| 同 | 土 井 良 文 | 同 | 市後川上1106番地 |
| 同 | 小 倉 喜 郎 | 同 | 市後川上571番地 1 |
| 監 事 | 小 畠 茂 | 同 | 市後川上599番地 1 |
| 同 | 小 倉 悟 | 同 | 市後川上334番地 |
| 同 | 今 西 昇 | 同 | 市後川中328番地 |

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

氏 名

澤 田 靖 夫

石 田 肇

石 田 工

福 本 充

福 本 昭 治

倉 豊

小 倉 喜 郎

小 倉 元 一

土 井 良 文

今 西 良 壽

森 田 清 隆

小 畠 茂

澤 田 克 利

住 所

三田市狭間が丘 2 丁目 29番地 3

丹波篠山市後川下286番地 2

同 市後川下264番地

同 市住吉台30番地 7

同 市後川中265番地

同 市後川上83番地

同 市後川上571番地 1

同 市後川上989番地

同 市後川上1106番地

同 市後川中263番地

同 市後川上152番地

同 市後川上599番地 1

同 市後川奥149番地 1

兵庫県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員 の退任及び就任の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

池谷連合土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

久 下 秀 和

久 下 豊 弥 雄

垣 内 廣 明

稲 場 孝 生

瀬 川 登

梅 垣 靖

田 畑 康 彦

澤 野 勝

荒 木 憲 文

森 田 直 人

久 下 忠 雄

久 保 智 洋

住 所

丹波市山南町池谷222番地

同 市山南町池谷195番地

同 市山南町池谷85番地 1

同 市山南町長野152番地

同 市山南町長野38番地 1

同 市山南町岡本211番地

同 市山南町岡本183番地 1

同 市山南町金屋521番地 1

同 市山南町金屋72番地

同 市山南町金屋399番地 2

同 市山南町池谷95番地

同 市山南町岡本155番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

氏 名

久 下 秀 和

久 下 豊 弥 雄

久 下 泰 生

住 所

丹波市山南町池谷222番地

同 市山南町池谷195番地

同 市山南町池谷169番地 1

| | | | |
|-----|---------|---|---------------|
| 同 | 東 坂 範 雄 | 同 | 市山南町長野165番地 |
| 同 | 稲 場 孝 生 | 同 | 市山南町長野152番地 |
| 同 | 藤 井 満 | 同 | 市山南町岡本19番地 |
| 同 | 梅 垣 靖 | 同 | 市山南町岡本211番地 |
| 同 | 田 畑 康 彦 | 同 | 市山南町岡本183番地 1 |
| 同 | 荒 木 憲 文 | 同 | 市山南町金屋72番地 |
| 同 | 澤 野 勝 | 同 | 市山南町金屋521番地 1 |
| 監 事 | 垣 内 和 敏 | 同 | 市山南町長野32番地 |
| 同 | 澤 野 守 | 同 | 市山南町金屋489番地 1 |



兵庫県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員 of 退任及び就任の届出があった。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

内原土地改良区

退任役員

| 役員 of 区分 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事 | 野 水 直 哉 | 南あわじ市津井2695番地 1 |
| 同 | 新 崎 照 明 | 同 市津井2907番地 |
| 同 | 井 上 郁 夫 | 同 市津井2751番地 |
| 同 | 原 興 三 | 同 市津井2897番地 |
| 同 | 西 田 友 二 | 同 市津井2452番地 |
| 監 事 | 前 谷 健 市 | 同 市津井2769番地 3 |
| 同 | 鈴 木 悟 司 | 同 市津井2866番地 |

就任役員

| 役員 of 区分 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事 | 野 水 直 哉 | 南あわじ市津井2695番地 1 |
| 同 | 新 崎 照 明 | 同 市津井2907番地 |
| 同 | 井 上 郁 夫 | 同 市津井2751番地 |
| 同 | 原 興 三 | 同 市津井2897番地 |
| 同 | 西 田 友 二 | 同 市津井2452番地 |
| 監 事 | 前 谷 健 市 | 同 市津井2769番地 3 |
| 同 | 鈴 木 悟 司 | 同 市津井2866番地 |



兵庫県告示597号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
工場長 赤藤敬司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

| | | | | | |
|--|-------------------------------|------------------|-------------------------|-------|-------|
| 種 | 類 | 46号イ 水洗施設 | 46号口 ろ過施設 (No. 1、No. 2) | | |
| 能 | 力 | 3 m ³ | 0.66m ³ /時・基 | | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | | 許可後 | 同 左 | | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | | 着手後5箇月 | 同 左 | | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | | 完成後 | 同 左 | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | 24時間連続 | 同 左 | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | | なし | 同 左 | | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区 分 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 0～1 | 0～3 | 3～5 | 2～6 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 300,000 | 300,000 | 390 | 390 |
| | 浮遊物質 量 (単位 mg/L) | — | — | 150 | 150 |
| | 磷 含 有 量 (単位 mg/L) | 140,000 | 140,000 | — | — |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日) | | 1.3 | 1.3 | 1.3/基 | 1.3/基 |

備考 汚水等は焼却処理又は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年6月25日から同年7月16日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課

| | |
|-----------------------|--------|
| 46号口 水洗施設(No. 3) | |
| 1.27m ³ /時 | |
| 同 左 | |
| 同 左 | |
| 同 左 | |
| 同 左 | |
| 同 左 | |
| 通常 | 最大 |
| 7～9 | 6～10 |
| 46,800 | 46,800 |
| — | — |
| — | — |
| 1.7 | 1.7 |



兵庫県告示第598号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名 | 小字名 | 地番 |
|--------|-----|-----|------|-----|--|
| 観音寺(2) | 赤穂郡 | 上郡町 | 苔縄 | 片山 | 73番の一部、74番の一部、80番の一部、82番、74番地先の道路敷の一部、80番地先の水路敷の一部 |
| | | | | 上ノ山 | 942番7の一部、942番8の一部、942番128の一部 |



兵庫県告示第599号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号 | 指定年月日 (令和年月日) | 位置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---------------|------------------|-----------------------|--------------|--------------|
| 第R05但馬位置0005号 | 6.6.7 | 美方郡新温泉町浜坂字本町1204番地の一部 | 6.00 | 39.00 |

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名及び住所

| | |
|---------------|---------|
| 株式会社創建 | 大阪市中央区 |
| 株式会社スイデン | 大阪市天王寺区 |
| オーエムツーミート株式会社 | 東京都港区 |
| 公益財団法人伊藤文化財団 | 神戸市灘区 |
| 協和製作所株式会社 | 加西市 |
| 前川 サト子 | 神戸市中央区 |
| 井谷 憲次 | 芦屋市 |
| 岸本 眞五 | 姫路市 |
- 2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号 | 有効期限 | 使用者の住所 | 交付県民局、 県民センター | 紛失年月 |
|----|---------|-----------|--------|------------------|--------|
| 農業 | A306767 | 令和8年2月19日 | 赤穂市 | 西播磨県民局 | 令和6年5月 |



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ライフ西宮北口店
 所在地 西宮市芦原町24-5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ライフコーポレーション 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 岩崎高治
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 (仮称) ライフ西宮芦原店
 - イ 変更後
 ライフ西宮北口店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ライフコーポレーション 東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号 岩崎高治
 - イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ライフコーポレーション 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 岩崎高治
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ライフコーポレーション 東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号 岩崎高治
 - イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ライフコーポレーション 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 岩崎高治
- 4 変更年月日
 令和5年5月27日ほか
- 5 届出年月日

令和6年6月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年6月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年10月25日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフ夙川店

所在地 西宮市御茶家所町76-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | |
|-----------------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ライフコーポレーション | 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 | 岩崎高治 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ライフさくら夙川店

イ 変更後

ライフ夙川店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| | | |
|-----------------|--------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ライフコーポレーション | 東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号 | 岩崎高治 |

イ 変更後

| | | |
|-----------------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ライフコーポレーション | 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 | 岩崎高治 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| | | |
|-----------------|--------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ライフコーポレーション | 東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号 | 岩崎高治 |

イ 変更後

| | | |
|-----------------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ライフコーポレーション | 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 | 岩崎高治 |

4 変更年月日

令和5年5月27日ほか

- 5 届出年月日
令和6年6月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和6年6月25日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年10月25日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マーケットスクエア中山寺
 所在地 宝塚市中筋五丁目1番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | |
|-----------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 東急不動産株式会社 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 | 星野浩明 |
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
宝塚東急SC
 - イ 変更後
マーケットスクエア中山寺
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

| | | |
|-----------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 東急不動産株式会社 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 | 岡田正志 |
 - イ 変更後

| | | |
|-----------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 東急不動産株式会社 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 | 星野浩明 |
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

| | | |
|-----------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社大近外3者 | 大阪市福島区福島六丁目10番11号 | 中津裕彦 |
 - イ 変更後

| | | |
|-----------------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ライフコーポレーション | 大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号 | 岩崎高治 |

- 外3者
- 4 変更年月日
令和6年4月1日ほか
 - 5 届出年月日
令和6年5月28日
 - 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和6年6月25日から4月間
 - 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年10月25日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハローズ加西店・スギドラッグ加西店
所在地 加西市北条町東高室字西中野880番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|--------|
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 | 佐藤利行 |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 | 杉浦克典 |
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
加西市北条町東高室プロジェクト（南区画）
 - イ 変更後
ハローズ加西店・スギドラッグ加西店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------------|----------------------|--------|
| 株式会社ハローズ 外未定2者 | 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 | 佐藤利行 |
| イ 変更後 | | |
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ハローズ | 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 | 佐藤利行 |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 | 杉浦克典 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢野靖二 |

- 4 変更年月日
令和4年8月25日ほか
- 5 届出年月日
令和6年6月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和6年6月25日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年10月25日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイレックス加東店
所在地 加東市上中三丁目31番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | |
|------------|------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 五味 肇 |
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

| | | |
|------------|------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 多田 高志 |
 - イ 変更後

| | | |
|------------|------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 五味 肇 |
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

| | | |
|------------|------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 多田 高志 |
 - イ 変更後

| | | |
|------------|------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| ダイレックス株式会社 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | 五味 肇 |
- 4 変更年月日
令和6年3月1日
- 5 届出年月日
令和6年6月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年6月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年10月25日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

**広域土地利用プログラム見直し業務委託企画提案競技（公募型プロポーザル方式）の実施**

広域土地利用プログラム見直し業務について企画提案競技（公募型プロポーザル方式）を実施するので公告する。

令和6年6月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 趣旨

令和7年度の県の都市計画区域マスタープランの見直しに伴い、社会経済情勢の変化や市街化調整区域の土地利用に関する課題、地域の活力維持・活性化等の観点を踏まえ、大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム（広域土地利用プログラム）について、令和7年度に見直しを行うこととし、見直しのための基礎調査や同プログラムの効果検証・課題抽出及び見直し基本方針案の取りまとめに関する業務を委託する。

業務内容の一つである広域土地利用プログラムの効果検証・課題抽出に当たっては、その手法について、広域土地利用プログラム及び都市計画制度等の内容を熟知した上で、専門的な知見やノウハウを活かした創意工夫ある提案を求める必要がある。このため、これらに関する知識・経験・技術力を有した事業者を公募型プロポーザル方式により特定する。

2 業務概要

(1) 業務名

広域土地利用プログラム見直し業務

(2) 業務内容

業務委託仕様書に基づく広域土地利用プログラム見直し業務一式

(3) 提案上限額

6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

(5) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部都市計画課土地利用班立地調整担当 宇圓田

電話 (078) 362-9296 (直通) F A X (078) 362-4453

3 参加資格

応募者は、以下の全ての要件に適合する単体企業であること。

(1) 基本的要件

ア 建設コンサルタント入札参加資格者として、兵庫県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画」部門の登録を受けていること。

ウ 兵庫県内又は大阪府内に本支店（営業所を含む。）があり、建設部門（都市及び地方計画）の技術士が所属していること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準

による資格制限を受けていない者であること。

オ 本業務に係る公告日から応募図書の受付期間末日までの間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

キ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。

ク 本企画提案競技及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。

(2) 業務実績に関する要件

平成26年度以降に以下の業務実績を有していること。ただし、設計共同企業体としての業務実績及び再委託による業務実績は認めない。

ア 都道府県の都市計画区域マスタープランの策定に関する業務実績

イ 大規模集客施設の立地調整に係る条例、要綱、方針、計画等の策定に関する業務実績

要綱、方針、計画等については、近畿2府4県内での業務実績に限る。また、計画等には中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画を含む。

4 参加手続

(1) 応募要領及び業務委託仕様書の配布

ア 配布期間

令和6年6月25日（火）から同年7月4日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
時間については、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

事務局にて配布のほか、兵庫県のホームページで公表する。

（URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/kouiki-p-proposal/kouiki-p-proposal-hp.html>）

(2) 参加資格審査申請書類の提出

ア 提出期間

令和6年6月25日（火）から7月4日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
時間については、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

事務局

(3) 応募図書の提出

応募図書は参加資格が認められた者のみ提出することができる。

ア 提出期間

令和6年7月16日（火）から同月30日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
時間については、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

事務局

5 その他

その他詳細は応募要領、業務委託仕様書による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年6月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

1 病院及び介護老人保健施設の表尼崎市の項中

「

| | |
|---------------|----------------|
| 合志病院 | 同 市長洲西通1丁目8—20 |
| 医療法人 一誠会 大原病院 | 同 市宮内町1丁目9 |
| 西武庫病院 | 同 市武庫元町2丁目4—13 |

」

を

「

| | |
|-------|----------------|
| 合志病院 | 同 市長洲西通1丁目8—20 |
| 西武庫病院 | 同 市武庫元町2丁目4—13 |

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

| | |
|----------------|-------------|
| 介護型ケアハウスグリーンヒル | 同 市北区鳴子3丁目1 |
|----------------|-------------|

」

を

「

| | |
|----------------|------------------|
| 介護型ケアハウスグリーンヒル | 同 市北区鳴子3丁目1 |
| リブウェル西大池 | 同 市北区西大池2丁目7番49号 |
| リブウェル西大池 WEST | 同 市北区西大池2丁目4番1号 |

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年6月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

| | |
|---|---------|
| 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 90,314 |
| 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 664,458 |



兵庫県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和6年6月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

| (選挙区名) | (選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数) |
|--------------|------------------------------|
| 神戸市東灘区 | 57,372 |
| 神戸市灘区 | 36,089 |
| 神戸市中央区 | 36,989 |
| 神戸市兵庫区 | 30,158 |
| 神戸市北区 | 59,025 |
| 神戸市長田区 | 25,713 |
| 神戸市須磨区 | 43,760 |
| 神戸市垂水区 | 58,896 |
| 神戸市西区 | 65,446 |
| 姫路市 | 138,881 |
| 尼崎市 | 127,982 |
| 明石市 | 84,069 |
| 西宮市 | 132,998 |
| 洲本市 | 11,890 |
| 芦屋市 | 26,461 |
| 伊丹市 | 55,281 |
| 相生市 | 7,718 |
| 豊岡市及び美方郡 | 29,818 |
| 加古川市 | 72,370 |
| たつの市及び揖保郡 | 29,744 |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 21,243 |
| 西脇市及び多可郡 | 16,188 |
| 宝塚市 | 63,802 |
| 三木市 | 20,721 |
| 高砂市 | 24,362 |
| 川西市及び川辺郡 | 51,679 |
| 小野市 | 12,910 |
| 三田市 | 30,003 |
| 加西市 | 11,716 |
| 丹波篠山市 | 11,061 |
| 養父市及び朝来市 | 14,105 |
| 丹波市 | 16,993 |
| 南あわじ市 | 12,549 |
| 淡路市 | 11,920 |
| 宍粟市 | 9,874 |
| 加東市 | 10,666 |
| 加古郡 | 17,988 |
| 神崎郡 | 11,247 |

正 誤

○令和6年3月29日付け（兵庫県公報第27号外）

兵庫県条例第15号（本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) |
|-------|---------|-----|-----|
| 1 | 下から18行目 | 条例 | 規則 |



○令和6年3月29日付け（兵庫県公報第38号外）

兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則（令和6年兵庫県教育委員会規則第2号）中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) |
|-------|--------|-----------------------------|---|
| 2 | 上から2行目 | 「県立教育研修所」を「県立総合教育センター」に改める。 | 「県立教育研修所（第32条—第38条の2）」を「県立総合教育センター（第32条—第38条の3）」に改める。 |